

運転免許の返納を 考えてみませんか？

高齢ドライバーのみなさん

運転経歴証明書 を 提示 すると

協議会加盟
企業等で

さまざまな特典を 受けることができます

高齢者運転免許自主返納サポート制度

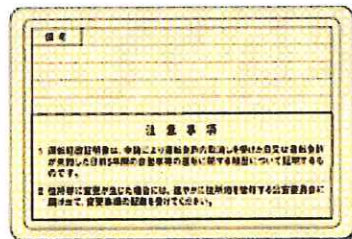
協議会では運転に不安のある高齢者が、運転免許を自主的に返納しやすい環境を作ることで、交通事故の抑止を図っています。

特典を受けることができるのは、運転免許を返納し兵庫県内の住所が記載された「運転経歴証明書」をお持ちの65歳以上の方です。

高齢者運転免許自主返納サポート協議会／兵庫県警察・兵庫県

(広報紙作成協力:兵庫県バス協会／令和元年度兵庫県運輸事業振興助成交付金事業)

「運転経歴証明書」の申請について



運転経歴証明書は…

- 本人確認書類として効力があります。（詳しくは関係先にお問合わせください）
- 記載事項変更、再交付が可能です。（再交付手数料1,100円が必要）
- 経歴証明書番号（申請取消し時の免許番号）が記載されます。

申請できる方（交付手数料1,100円が必要です）

- 有効な運転免許の自主返納（申請取消し）をお考えの方
- 過去5年以内に有効な運転免許を自主返納（申請取消し）された方
※法令の定めにより「申請」できない場合があります。
○旧運転経歴証明書（平成24年3月31日以前に交付されたもので、記載事項が判読できるもの）をお持ちの方は、希望により現在の運転経歴証明書に変更することができますが、そのままでも特典は受けられます。
- 過去5年以内に運転免許が失効した方
（ただし、令和3年3月31日までの間は、平成28年4月1日以降に失効した方のみが対象となります。）

申請先

◆兵庫県以外で自主返納した方、運転免許失効時の住所が兵庫県以外の方は、平日のみ申請することができます。また、更新センターで即日交付できない場合もあります。

- 兵庫県警察本部運転免許課（明石運転免許試験場内）
【県内居住者を対象に、月～金曜日（祝日・年末年始を除く）】
【受付時間 9：00～11：00、13：00～16：00】
- 明石・阪神・神戸・姫路の各運転免許更新センター
【県内居住者を対象に、日～金曜日（祝日・年末年始を除く）】
【受付時間 9：00～11：00、13：00～16：00 ※日曜日は13：00～16：00のみ】
- 但馬運転免許センター
【県内居住者を対象に、日・火～金曜日（祝日・年末年始を除く）】
【受付時間 9：00～11：00、13：00～16：00 ※日曜日は13：00～16：00のみ】
- 県内各警察署、警部派出所
【県内居住者を対象に、月～金曜日（祝日・年末年始を除く）】
【受付時間 9：00～11：30、13：00～16：00】
【警察署、警部派出所での申請は、概ね15日後の交付となります。】

申請に必要なもの

- 交付手数料（1,100円）
- 印鑑
- 申請による運転免許の取消通知書（過去に自主返納された方で所持している場合）
- 本人確認書類（すでに自主返納された方、免許を失効した方）
- 失効した運転免許証（運転免許を失効された方のみ）
- 兵庫県内の住所を確かめるに足る書類（他府県で自主返納または失効した方）
- 写真（たて3cm×よこ2.4cm）※更新センター、更新業務取扱警察署では不要です。
- ◆ 写真は内容によって受付できないものがありますので、来庁前に兵庫県警察ホームページでの確認や、お電話にて各申請先へお問い合わせください。

「運転経歴証明書」に関するお問合わせ先

県内各警察署、警部派出所
兵庫県警察本部交通部運転免許課（明石運転免許試験場内）TEL.078-912-1628

各種団体の研修旅行などの

バス等代金を助成します

日帰り **2.5万円**^{最大} 宿泊 **5.0万円**^{最大}

※ 令和元年度より、貸し切り船を利用する場合も対象になりました



令和3年度

都市農村交流バス助成制度のご案内

グリーン・
ツーリズムバス



団体で各種体験

助成例

- ・自治会でそば打ち
- ・子供会でぶどう狩り

消費地探訪バス

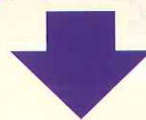


農林水産業の団体

助成例

- ・農産物直売所へ視察
- ・農業フォーラムへ参加

農山村応援
活動バス

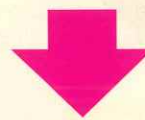


農山村で農作業

助成例

- ・農村でボランティア
- ・集落と共同で保全作業

わが町 PR バス



地元を巡るツアー

助成例

- ・観光地のPR
- ・地域行事への参加

都市農村交流バス助成制度

兵庫県内の農山漁村、各種体験施設などへバス旅行される場合に、バスの借上げ代の一部を助成する制度です。

各助成制度の内容・助成要件などはチラシ裏面をご確認ください。

本助成制度は、兵庫県による「県民交流バス」事業の一環です

グリーン・ツーリズムバス

利用対象者 県内の青少年、女性、高齢者等のグループ、小・中学校

①農林漁業に関する体験(必須)

- 加工体験
(そば打ち、豆腐づくり など)
- 作業体験
(田植え、稲刈り など)
- 観光農林漁業体験
(いちご狩り、地引き網 など)

②農林漁業に関する視察・研修

※「①のみで60分以上」もしくは
「①と②あわせて60分以上」が要件

消費地探訪バス

利用対象者 農林水産業の生産者・農産物加工グループ

- 加工製造・県内の流通関係施設の視察研修
(卸売市場、小売施設、加工・製造施設など)
- 各種行事への農林水産物の出展
- 意見交換会等への参加

わが町PRバス

利用対象者 地域振興を目的とする団体など

一般の参加者を募集する次のような旅行

- 農林漁業の体験
 - 観光・地域おこしイベント
 - 農山村の景観や文化のPR
- ※旅行者との提携が必要(募集型企画旅行)

農山村応援活動バス

利用対象者 ボランティア活動を実施するグループ、県内の中山間地域の集落など

県内の中山間地域で、集落と共同で行う農地や農村の保全活動

助成内容

バス1台につき

日帰り:2万5千円

宿泊:5万円(県外宿泊:2万5千円)

※ただし、バス借上経費がこれを下回る場合は、そのバス借上経費が上限

- 20人以上(農山村応援活動バスは10人以上)参加者が必要。
- 同一行程でバスと貸し切り船を利用した場合、いずれか一方を助成。

利用期間

●「グリーン・ツーリズムバス」「消費地探訪バス」

期別	利用期間	募集開始
第1期	令和3年4月1日～6月30日	令和3年3月1日
第2期	令和3年7月1日～9月30日	令和3年5月1日
第3期	令和3年10月1日～12月31日	令和3年8月1日
第4期	令和4年1月1日～3月10日	令和3年11月1日

お問合せ・申込み先

公益社団法人 ひょうご農林機構
(都市農村交流バス担当)

申込方法

申込期限:グリーン・ツーリズムバス、消費地探訪バス

利用日の20日前まで

わが町PRバス、農山村応援活動バス(※)

募集開始の10日前まで

※ボランティア団体が実施する場合は、利用日の20日前まで

提出書類:所定の申込書、バス借上げ費用の見積書など

提出方法:郵送又は持参

●「わが町PRバス」「農山村応援活動バス」

全期間(令和3年4月～4年3月10日)を
令和3年3月1日より通年受付

利用案内、申込書様式は、
ホームページからダウンロードできます。

〒650-0011

神戸市中央区下山手通 5-7-18

TEL : 078-361-8131

FAX : 078-361-8128

※ 令和3年4月より、上記のお問合せ・申込み先に変更しましたのでご注意ください

令和3年度「県民交流バス」募集要項

県民の皆さまに、県市町の施設見学やイベント参加により、地域の魅力を体験・再発見いただき、地域間交流の推進を図るため、バス借上げ料の一部を助成(補助)します。

1 補助対象団体

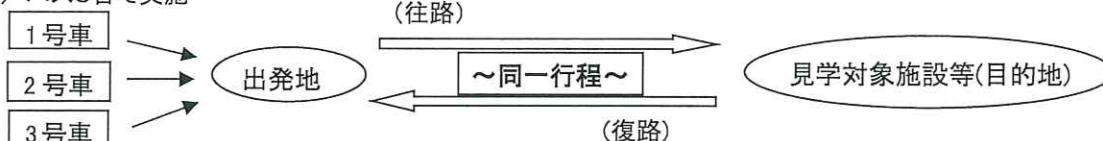
- ・ 県内の自治会、子ども会などの地域団体・グループが対象です。
- ・ 次の場合は対象となりません。
 - ① 宗教、政治、営利目的の団体や活動
 - ② 公共団体、公社・公民館等公共団体に類する団体
 - ③ 学校の利用 ※ PTA行事で、学校がバス借上料を負担していない場合は利用可。
 - ④ バス借上料に関して、他の公費助成を受ける場合
 - ⑤ 暴力団排除条例第2条第1号に規定する団体

2 補助要件

(1) 行程

- ・ 県内の日帰り又は宿泊の行程で実施してください。
- ・ 行程は、出発地から見学対象施設等を経由し出発地に戻るまでを原則とします。
(バスを複数台利用する場合も、申請団体は全てのバスが同一行程となるようにしてください。)
- ・ 往路又は復路のみのバス借上げは補助の対象になりません。(往路又は復路で但馬空港～伊丹空港間の航空機を利用の場合に限り、片道利用も可)

(例) バス3台で実施



- ・ 県際交流事業対象地域(下表参照)は、兵庫県内とみなします。

【県際交流事業対象地域】

①～⑤に記載する市町村に限り兵庫県内とみなします。(通常分のみ)

※ここに記載している市町村以外には食事や観光などの訪問、宿泊はできません。

- ① 岡山県(以下に記載の8市7町2村に限りです)

赤磐市、岡山市、瀬戸内市、玉野市、津山市、備前市、真庭市、美作市、加賀郡吉備中央町、勝田郡勝央町、勝田郡奈義町、久米郡久米南町、久米郡美咲町、苫田郡鏡野町、和気郡和気町、英田郡西粟倉村、真庭郡新庄村
- ② 京都府(以下に記載の6市1町に限りです)

綾部市、亀岡市、京丹後市、南丹市、福知山市、舞鶴市、船井郡京丹波町
- ③ 鳥取県(以下に記載の1市4町に限りです)

鳥取市、岩美郡岩美町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、八頭郡若桜町
- ④ 徳島県(以下に記載の5市9町1村に限りです)

阿波市、小松島市、徳島市、鳴門市、吉野川市、板野郡藍住町、板野郡板野町、板野郡上板町、板野郡北島町、板野郡松茂町、勝浦郡勝浦町、勝浦郡上勝町、名西郡石井町、名西郡神山町、名東郡佐那河内村
- ⑤ 大阪府(以下に記載の3市2町に限りです)

池田市、豊中市、箕面市、豊能郡豊能町、豊能郡能勢町

① 県民交流（通常分）

- ・日帰りコース、宿泊コースともに、「県民交流バス」見学施設等一覧表のうち県民交流（通常分）に記載する施設等を1ヵ所以上見学、又はイベント等に参加してください。

「県民交流バス」イベント・体験型事業一覧表に記載していないイベントでも、下記(1)～(3)の要件をすべて満たす場合は補助対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

- (1) 県又は市町が主催、共催、後援、協賛し、交流を目的とするイベントに参加すること
- (2) 参加の確認ができる証明書（イベント名が入った確認印、主催者もしくは責任者の署名・押印書類など）を提出できること
- (3) イベント等に参加している様子が確認できる写真を3枚以上提出できること

※ 不特定多数が参加し主催者等が参加を確認できないイベントや観覧主体で交流のないイベントは対象外です。

〔対象外の例〕 花火大会、スポーツ大会、シンポジウム、講演会 など

「淡路花博20周年記念 花みどりフェア」が3月から対象イベントに追加されています！
『みなとつながる「花 緑 食の島」淡路』をテーマに、自然や歴史・食文化など淡路島の魅力を発信する祭典の春期が開催されます。9月からは、秋期が始まります。

- ・会期 春期：令和3年3月20日（土）～5月30日（日）
秋期：令和3年9月18日（土）～10月31日（日）
- ・会場 淡路夢舞台、国営明石海峡公園、洲本市中心市街地など

② ひょうご五国めぐり（特別枠）

- ・日帰りコース、宿泊コースともに、団体が所在する地域(国)以外のひょうご五国の地域(国)※を訪問してください。
- ・「県民交流バス」見学施設等一覧表のうちひょうご五国めぐり(特別枠)に記載する施設等を1ヵ所以上見学、又は、イベント等に参加してください。
- ・宿泊コースの場合、兵庫県内で宿泊してください。県際交流地域には宿泊できません。

※ ひょうご五国とは、兵庫県の「摂津」「播磨」「但馬」「丹波」「淡路」の五つの地域（国）を指します。



摂津・・・神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市、伊丹市、川西市、三田市、猪名川町
播磨・・・明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、姫路市、神河町、市川町、福崎町、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町
但馬・・・豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
丹波・・・丹波篠山市、丹波市
淡路・・・洲本市、南あわじ市、淡路市

(2) 参加人数

20名以上

※ 当日の参加者が20名未満になった場合は補助の対象になりません。

(3) 補助は1年度につき1団体1回限りです

補助は1年度1回限りです。

ただし、同一団体内であっても、活動、活動グループの代表者、会計管理が別々のグループ等の場合、それぞれで申請できる場合があります。

【同一団体内で別グループの例】

④兵庫自治会防犯部

部長：兵庫太郎 通帳名義：兵庫自治会防犯部部長 兵庫太郎、

活動内容：小学生の登下校時見守り活動、防犯パトロールなど

⑤兵庫自治会文化部

部長：神戸花子 通帳名義：兵庫自治会文化部部長 神戸花子

活動内容：講演会やイベントの開催、公園清掃、花壇の整備など

④と⑤は同一自治会ですが、代表者、会計、活動が別々なので個々のグループとみなします。

(4) バスの借上げ

- ・ 民間（市等の交通局を含む）の貸切バス（レンタカーを含む）を借り上げてください。
- ・ 原則、中型・大型の貸切バス（レンタカーを含む）に限ります。

(5) 航空機（但馬～伊丹路線）利用加算

但馬～伊丹路線の航空機を利用した場合に補助金を加算します。

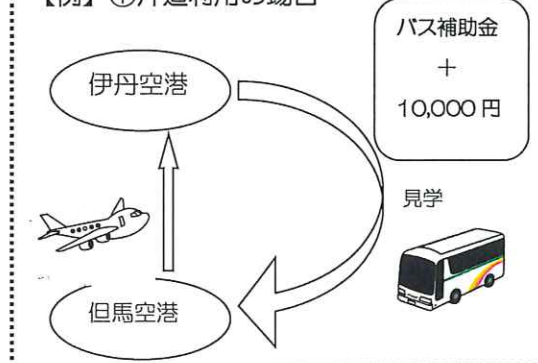
① 片道利用

但馬～伊丹路線の航空機を片道で利用し、かつ、コウノトリ但馬空港又は伊丹空港を起点とした貸切バスを利用した場合、バス1台あたり10,000円を補助金に加算します。

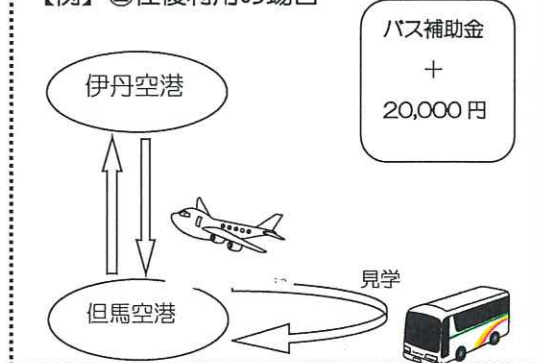
② 往復利用

但馬～伊丹路線の航空機を往復で利用し、かつ、コウノトリ但馬空港又は伊丹空港を起点かつ終点とした貸切バスを利用した場合、バス1台あたり20,000円を補助金に加算します。

【例】①片道利用の場合



【例】②往復利用の場合



※ 搭乗予定の但馬発便又は伊丹発便が欠航した場合に、但馬空港推進協議会が案内する代替交通サービスを利用した場合は、航空機を利用したとみなします。

3 補助金額及び航空機利用加算額

補助金額及び航空機利用加算額は4ページに記載の表のとおりです。

バスの借上費用が補助金額を下回る場合は、そのバス借上費用を上限とします。

※ 宿泊コースの場合でも、団体所在地を管轄する県民局管内で宿泊した場合は、補助金額は25,000円です。

(バス 1 台あたりの補助金額)

	補助金額
日帰りコース	25,000円
宿泊コース	50,000円

(航空機 (但馬～伊丹路線) 利用加算額) ※バス 1 台あたり

	加算額
片 道	10,000円
往 復	20,000円

4 申請手続き

◇利用の流れ◇



◇募集期間◇

下表のとおり 4 期に分けて募集しますので、必ず期間内に申請してください。

※先着順ではありません。

※応募多数の場合は抽選になります。

※応募台数が募集計画を下回った場合やキャンセルが出た場合は、募集期間終了後に追加受付をする場合があります。

期	見学実施月日	募集期間
1 期	令和 3 年 4 月 1 日 (木) ～ 6 月 30 日 (水)	令和 3 年 3 月 1 日 (月) ～ 3 月 12 日 (金)
1 期追加	令和 3 年 5 月 1 日 (土) ～ 6 月 30 日 (水)	令和 3 年 4 月 5 日 (月) ～ 4 月 12 日 (月)
2 期	令和 3 年 7 月 1 日 (木) ～ 9 月 30 日 (木)	令和 3 年 5 月 10 日 (月) ～ 5 月 28 日 (金)
2 期追加	令和 3 年 8 月 1 日 (日) ～ 9 月 30 日 (木)	令和 3 年 6 月 28 日 (月) ～ 7 月 9 日 (金)
3 期	令和 3 年 10 月 1 日 (金) ～ 12 月 31 日 (金)	令和 3 年 8 月 16 日 (月) ～ 9 月 3 日 (金)
3 期追加	令和 3 年 11 月 1 日 (月) ～ 12 月 31 日 (金)	令和 3 年 9 月 28 日 (火) ～ 10 月 11 日 (月)
4 期	令和 4 年 1 月 1 日 (土) ～ 3 月 31 日 (木)	令和 3 年 11 月 8 日 (月) ～ 11 月 26 日 (金)

(1) 計画

補助要件を確認のうえ、日程、行程、見学施設等を決定し、バスの手配等を済ませてください。

(2) 補助金の交付申請

必要書類をすべて揃え、団体所在地を所管する県民局・県民センターに郵送（募集期間内の消印有効）または持参してください。電話での申込み、予約は受け付けていません。

[提出書類]

ア. 「県民交流バス」補助金交付申請書（様式第 1 号）

団体代表者名等を記入してください。

※令和 3 年度から代表者印は、必要ありません。

イ. 「県民交流バス」実施計画書（様式第1号の2）

担当者連絡先は、平日昼間に連絡可能な電話番号（携帯電話や勤務先電話など）をご記入ください。

ウ. 誓約書（様式第1号の3）**エ. 行程表**

イの実施計画書（様式第1号の2）のコース行程表に記載しない場合のみ提出してください。

オ. 債権者登録申請書

補助金を振り込む口座を登録するために必要です。

※既に登録済みの口座の場合は手続が不要ですが、年度が替わり、代表者や会計担当者を変更した場合は、口座番号が同じでも再度登録していただく必要があります。

カ. 通帳のコピー

支店名、口座番号、口座名義等が確認できるページをコピーしてください。

※ゆうちょ銀行、J Aも利用可能です。

キ. 委任状

補助金交付申請者名と振込口座名義が異なる場合に必要です。（押印が必要です。）

※すでに振込口座を登録している団体の場合でも、代表者名義以外の口座を振込先として使用する場合は、毎年度委任状が必要となりますので、ご注意ください。

※バス借上げ代金の確認のため、上記書類の他に、バス借上費用見積書、食事料、宿泊料など見学実施にかかる全ての費用明細の提出をお願いすることがあります。

※補助要件に合う団体であるかどうかの確認のため、申請団体・グループの概要や活動内容が分かる資料の提出をお願いすることがあります。

※提出いただいた書類は、原則として返却いたしませんので、ご了承ください。

申請に必要な様式は兵庫県のホームページからダウンロードすることができます。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ac20/hashiken.html>

兵庫県 県民交流バス 🔍

5 補助金の交付決定

- ・書類審査の後、管轄の県民局・県民センターから結果を通知します。
応募多数の場合は、台数制限や抽選をさせていただく場合があります。
- ・補助金交付の決定を受けた団体には、下記の書類一式を送付します。
 - ア. 「県民交流バス」補助金交付決定通知書（様式第2号）
 - イ. 「県民交流バス」補助金交付要綱
 - ウ. 「県民交流バス」見学施設アンケート（様式第6号）
 - エ. 「県民交流バス」実績報告書（様式第7号）
 - オ. 「県民交流バス」実施状況確認表（様式第7号の2）
 - カ. 「県民交流バス」補助金請求書（様式第9号）
 - キ. 「県民交流バス」補助金交付決定内容変更届出書（様式第3号）
 - ク. 「県民交流バス」中止承認申請書（様式第4号）

6 バス代金の支払い・実績報告**（1）料金の支払**

事業に要した費用をバス会社等にお支払いください。

県の補助金は、実施状況確認後、実施団体の請求に基づき、事前に登録した団体指定の金融機関の口座へ振り込みます。

(2) 実績報告書の提出

事業終了後1ヶ月以内に以下の書類を提出してください。

- ア. 「県民交流バス」実績報告書（様式第7号）
- イ. 「県民交流バス」実施状況確認表（様式第7号の2）
- ウ. 「県民交流バス」補助金請求書（様式第9号）
- エ. バス会社（レンタカー会社）が発行した請求書のコピー
- オ. バス会社（レンタカー会社）が発行した領収書のコピー（明細が記載されたもの）
- カ. 施設の入館料や食事代等、当日の参加人数が確認できる領収書のコピー
- キ. 航空機（但馬～伊丹便）利用の場合は、当日の利用及び人数が確認できる搭乗券（ご搭乗案内）等のコピー

7 事業内容の変更・中止等

(1) 実施計画の変更

やむを得ない事情により、当初の実施計画を変更される場合には、速やかに以下の書類を県民局又は県民センターに提出してください。

また、軽微な変更の場合には、省略できる場合がありますので、ご不明な点は県民局又は県民センターまでお問い合わせください。

【軽微な変更の例】

- ・ 同一募集期間内での実施日の変更 ※同一期間外への日程変更はできません。
- ・ 補助対象事業費の増減（補助金額に変更の生じない場合のみ）
- ・ 参加人数の増減

①バス台数の増減

- ア. 「県民交流バス」補助金交付決定内容変更届出書（様式第3号）
- イ. バス借上げ費用の見積書など変更が確認できるもの

②バス借上げ費用の変更

補助金額に減額変更が生じる場合

- ア. 「県民交流バス」補助金交付決定内容変更届出書（様式第3号）
- イ. バス借上げ費用の見積書など変更が確認できるもの

※計画変更によりバス借上料が増額になっても、補助金は増額できません。

③参加人数の変更

参加人数が20名未満になる場合は補助金が受けられません。その場合は「県民交流バス」中止承認申請書（様式第4号）を提出してください。

④代表者等の交代

申請後に代表者や会計担当者等が交代した場合

- ア. 代表者等が交代したことがわかる書類（任意様式）
- イ. 新代表者名の債権者登録書
- ウ. 委任状（代表者と振込名義が異なる場合）
- エ. 振込口座の通帳の表紙、表紙裏面のコピー

⑤訪問施設の変更

- ア. 「県民交流バス」補助金交付決定内容変更届出書（様式第3号）
- イ. 新しい行程表

(2) 事業の中止

やむを得ない事情により事業を中止する場合は、各県民局・県民センターにご連絡のうえ、速やかに「県民交流バス」中止承認申請書（様式第4号）を提出してください。

8 その他

(1) 保険加入

万一、貸切バス等で交通事故等が発生した場合、県は責任を負いませんので、保険に加入されるなどの対策をお勧めします。

(2) 不正行為等

申請書記載のとおりを実施されていないことが判明した場合や、令和3年度「県民交流バス」補助金交付要綱又はこの募集要項の規定に違反したとき、その他不正行為があった場合には、交付決定の一部又は全部を取り消し、既に補助金が交付されている場合には、令和3年度「県民交流バス」補助金交付要綱補助金交付要綱に基づき年10.95%の加算金を付して補助金を返還していただく場合があります。

また、不正行為のあった団体については、事実が判明した日から2ヶ年の間、「県民交流バス」事業の補助対象としません。

不正に関わったバス会社等については、事実が判明した日から2ヶ年の間、「県民交流バス」にかかるバス借上げ先として、承認しません。

◆お申し込み・お問い合わせ先◆

団体所在地を担当する各県民局・県民センターに、お申し込み・お問い合わせください。

受付日時：月曜日～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00

※祝祭日、年末年始を除く

◆この制度の所管◆

兵庫県広聴課 広聴相談班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

Tel : 078-362-3022 Fax: 078-362-4291



◆◆◆お申し込み・お問い合わせ◆◆◆

団体所在地を担当する各県民局・県民センターにお申し込み・お問い合わせください。
受付日時：月曜日～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00 ※祝祭日、年末年始を除く

- 神戸県民センター** 県民・産業振興課(産業振興担当) (管轄市町：神戸市)
〒653-8767 神戸市長田区二葉町 5-1-32 TEL：078-647-9092 Fax:078-642-1018
※令和元年8月、神戸市中央区の神戸総合庁舎から長田区の新長田合同庁舎へ移転しました。
- 阪神南県民センター** 総務防災課(管轄市町：尼崎市, 西宮市, 芦屋市)
〒660-8588 尼崎市東難波町 5-21-8 TEL：06-6481-8072 Fax:06-6481-8148
- 阪神北県民局** 総務防災課(管轄市町：宝塚市, 伊丹市, 川西市, 三田市, 猪名川町)
〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-15 TEL：0797-83-3117 Fax:0797-86-4379
- 東播磨県民局** 総務防災課(管轄市町：明石市, 加古川市, 高砂市, 稲美町, 播磨町)
〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1
TEL：079-421-9260 Fax:079-424-6616
- 北播磨県民局** 総務防災課(管轄市町：西脇市, 三木市, 小野市, 加西市, 加東市, 多可町)
〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2 TEL：0795-42-9318 Fax:0795-43-0169
- 中播磨県民センター** 総務防災課(管轄市町：姫路市, 神河町, 市川町, 福崎町)
〒670-0947 姫路市北条 1-98 TEL：079-281-9051 Fax:079-285-1102
- 西播磨県民局** 総務防災課(管轄市町：相生市, たつの市, 赤穂市, 宍粟市, 太子町, 上郡町, 佐用町)
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都 2-25 TEL：0791-58-2113 Fax:0791-58-2328
- 但馬県民局** 総務防災課(管轄市町：豊岡市, 養父市, 朝来市, 香美町, 新温泉町)
〒668-0025 豊岡市幸町 7-11 TEL：0796-26-3616 Fax:0796-24-3211
- 丹波県民局** 総務防災課(管轄市町：丹波篠山市, 丹波市)
〒669-3309 丹波市柏原町柏原 688 TEL：0795-73-3721 Fax:0795-72-3077
- 淡路県民局** 総務防災課(管轄市町：洲本市, 南あわじ市, 淡路市)
〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5 TEL：0799-26-2009 Fax:0799-23-1250